



東京都港区南青山七丁目1番5号
株式会社グローバルダイニング

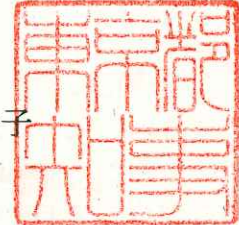
措置命令書

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第45条第3項に基づき、下記のとおり命ずる。

令和3年5月26日

東京都知事 小池 百合子

記



1 命令の内容

(1) 講ずべき措置

ア 施設の使用停止（休業）

別紙に記載する施設（以下「対象施設」という。）の使用停止（ただし、酒類の提供を取りやめる場合を除く。）

イ 施設の使用制限

酒類の提供を取りやめる場合には、20時から翌日5時までの間において、対象施設を営業（宅配及びテイクアウトサービスを除く。）のために使用することの停止

(2) 措置を講ずべき期間

令和3年5月27日から令和3年4月23日付新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示に係る東京都における新型コロナウイルス感染症緊急事態が終了するまでの間

2 命令を行う理由

株式会社グローバルダイニングが運営する対象施設は、正当な理由なく法第45条第2項の要請に応じず、別紙のとおり、酒類を提供し、20時以降に営業している事実が認められた。

また、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号及び第29条の規定に基づき株式会社グローバルダイニングが提出した令和3年5月24日付「弁明及び意見について」において、当該要請に応じないことに正当な理由があると主張する。しかし、当該弁明書に記載された内容からは、法第45条第3項に定める「正当な理由」があるとは認められない。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年5月21日変更）付新型コロナウイルス感染症対策本部決定）では、飲食の場を感染拡大の主な起点となっていると指摘した上で、緊急事態措置区域において感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避けるための対策として、酒類を提供する飲食店などに対して休業要請を行うとともに、これ以外の飲食店に対して20時までの営業時間短縮要請を行うよう指針を示しており、当該指針を踏まえ、都の緊急事態措置として、令和3年4月25日以降、酒類を提供する飲食店などに対して休業要請を行うとともに、これ以外の飲食店に対して20時までの営業時間短縮要請を行っている。

対象施設は、酒類を提供し、20時以降も対象施設の営業を継続して、客の来店を促すことで、飲食につながる人の流れを増大させ、市中の感染リスクを高めている。加えて、緊急事態措置に応じず、酒類を提供し、20時以降も営業を継続する旨を広く発信するなど、他の飲食店の酒類の提供及び20時以降の営業継続を誘発するおそれがある。

これらのことは、更なる新型コロナウイルス感染症のまん延につながるおそれがある。したがって、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認め、対象施設の使用停止又は使用制限を命ずるものである。

3 その他

(1) 法第45条第5項の規定に基づき、命令をした旨を東京都ホームページで公表する場合がある。

- (2) 命令に応じる場合は、【問合せ先】に連絡すること。(1)により対象施設の名称及び所在地を公表する場合において、命令に応じたことが確認できたときは、東京都ホームページから当該情報を削除する。

【問合せ先】
東京都 総務局 総合防災部
危機管理調整担当
03-5320-7891

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項に基づく命令の対象施設一覧

※ 本紙における用語について

「法」 …… 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）をいう。

「45条要請」 …… 法第45条第2項に基づく酒類の提供（利用者による酒類の持込を認めている場合を含む。以下同じ。）又はカラオケ設備の提供を行う飲食店に対しては休業をすること（施設の使用停止。ただし、酒類の提供及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。）、酒類の提供及びカラオケ設備の提供を行わない飲食店に対しては営業時間を5時から20時までとすること（施設の使用制限）等の要請をいう。

「45条命令」 …… 法第45条第3項に基づく施設の使用の停止（休業）及び施設の使用制限の命令をいう。

No.	施設名	施設所在地	対象施設の管理者に45条要請を行った日	不利益処分の原因となる事実
1	ステラート	東京都港区白金台四丁目19番17号3階	令和3年5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・左記施設を運営する株式会社グローバルダイニング（以下「施設管理者」という。）のホームページ（https://www.global-dining.com/）において、「【グローバルダイニング】当社の緊急事態宣言下における営業方針について」として、「当社はこの度の緊急事態宣言下におきましても、時短・休業要請には応じず、平常通りの営業を続ける方針です。酒類につきましても、提供させていただきます。」との情報が掲載されており、同社が緊急事態措置に応じない旨を広く発信している事実を確認した（令和3年4月26日時点）。 ・同年5月13日に現地を訪問する等し、左記施設において酒類の提供を行い、20時以降に営業している事実を確認した。 ・同月14日に施設管理者に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月24日に同社からの弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事実に関する争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。 ・同日に現地を訪問する等し、左記施設において酒類を提供し、20時以降に営業している事実を確認した。 ・左記の日から同月25日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認ができなかった。
2	権八 桜新町	東京都世田谷区桜新町二丁目9番2号TNKビル2階	令和3年5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・左記施設を運営する株式会社グローバルダイニング（以下「施設管理者」という。）のホームページ（https://www.global-dining.com/）において、「【グローバルダイニング】当社の緊急事態宣言下における営業方針について」として、「当社はこの度の緊急事態宣言下におきましても、時短・休業要請には応じず、平常通りの営業を続ける方針です。酒類につきましても、提供させていただきます。」との情報が掲載されており、同社が緊急事態措置に応じない旨を広く発信している事実を確認した（令和3年4月26日時点）。 ・同年5月13日に現地を訪問する等し、左記施設において酒類の提供を行い、20時以降に営業している事実を確認した。 ・同月14日に施設管理者に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月24日に同社からの弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事実に関する争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。 ・同日に現地を訪問する等し、左記施設において酒類を提供し、20時以降に営業している事実を確認した。 ・左記の日から同月25日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認がなかった。
3	権八 NORI-TEMAKI 原宿	東京都渋谷区神宮前六丁目35番3号コーポルンピア1階	令和3年5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・左記施設を運営する株式会社グローバルダイニング（以下「施設管理者」という。）のホームページ（https://www.global-dining.com/）において、「【グローバルダイニング】当社の緊急事態宣言下における営業方針について」として、「当社はこの度の緊急事態宣言下におきましても、時短・休業要請には応じず、平常通りの営業を続ける方針です。酒類につきましても、提供させていただきます。」との情報が掲載されており、同社が緊急事態措置に応じない旨を広く発信している事実を確認した（令和3年4月26日時点）。 ・同年5月13日に現地を訪問する等し、左記施設において酒類の提供を行い、20時以降に営業している事実を確認した。 ・同月14日に施設管理者に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく弁明の機会付与に係る通知を送付し、同月24日に同社からの弁明書を受理した。弁明書において同通知に記載した事実に関する争いはなく、また、法第45条第3項の「正当な理由」に該当することを確認できなかった。 ・同日に現地を訪問する等し、左記施設において酒類を提供し、20時以降に営業している事実を確認した。 ・左記の日から同月25日まで、45条要請に応じる旨の連絡がなく、また、当該要請に応じた事実の確認がなかった。